

令和 3 年 10 月 22 日
薬生食監発 1022 第 2 号

各 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

ナシフグの取扱いについて

標記については、平成 17 年 10 月 5 日付け食安監発第 1005001 号「ナシフグの取扱いについて」により香川県及び高松市のナシフグの取扱い要綱をお知らせしたところですが、今般、香川県ナシフグ取扱い要綱及び高松市ナシフグ取扱い要綱が、別添 1 及び別添 2 のとおり、それぞれ改正されたのでご了解願います。

